平成29年12月20日

各都道府県協会（連盟）　御中

ルール・審判委員会担当常務理事
柳原　正明
事　業　部　長
金﨑　正久

ラージボール卓球ルールの改定について

平素は本会の諸行事に格別のご支援、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。
標記の件につきまして改定となりましたのでお知らせいたします。

現行のラージボール卓球ルールは、次のとおりレクリエーション用と競技用の２章立てとなっています。
〈第１条目的〉
❶第２章基本ルール
　幅広く卓球の普及とともにレクリエーションとして卓球を楽しむことを目的とした諸規則。
❷第３章競技ルール
　JTTAが主催または主管する競技大会で適用される諸規則を定めた。
　その他の団体が主催するラージボール競技会にも適用し、競技を行うことが望ましい。

このことにより、レクリエーションとして楽しむ選手やリハビリテーションには、現行どおりとなり、JTTA主催大会等に参加する競技者には、静止の厳守、投げ上げ高さの不足による「ぶっつけサービス防止」等がルール化され、審判も公平・公正なルールにより明確にジャッジできるようになります。

以上により平成29年度第3回理事会により平成30年度より開催されます「全日本ラージボール卓球選手権大会」、「全国ラージボール大会」は、競技ルールを下記のような「競技大会ルール」と名称を改め承認されました。特に各都道府県で、ご出場される選手に対しまして追加される2点をご周知いただきますようお願い申し上げます。

現行ルール（H24.4.1改定）	改　定
（目的） 第1条　このルールは、日本卓球ルールに規定したボールの寸法をラージサイズとしたボール(ラージボール)を使用するラージボール卓球ルールとして制定する。 2　「第2章基本ルール」では、幅広く卓球の普及とともにレクリエーションとして卓球を楽しむことを目的とした諸規則を、「第3章競技ルール」では、JTTAが主催または主管する競技大会で適用される諸規則を定めた。なお、その他の団体が主催するラージボール競技会にあっても「第3章競技ルール」を合わせ適用して競技を行うことが望ましい。 第2章　基本ルール 第3章　競技ルール	（目的） 第1条　このルールは、日本卓球ルールに規定したボールの寸法をラージサイズとしたボール(ラージボール)を使用するラージボール卓球ルールとして制定する。 2　「第2章レクリエーションルール」は、幅広く卓球の普及とともにレクリエーションとして卓球を楽しむことを目的とした諸規則を、「第3章競技大会ルール」では、JTTAが主催または主管する競技大会で適用される諸規則を定めた。なお、その他の団体が主催するラージボール競技会にあっても「第3章競技大会ルール」を合わせ適用して競技を行うことが望ましい。 第2章　レクリエーションルール 変更しない（13ポイント勝ちが残る） 第3章　競技大会ルール 現行ルールに次の項目を追加する。 ①競技方法　10:10以降は、2ポイント差とする。 ②サービス　2～3秒静止する。 16ｃｍ以上あげる

以上